



地域安全ニュース

令和3年7月



**一方的に送り付けられた商品は
直ちに処分できるようになりました！**

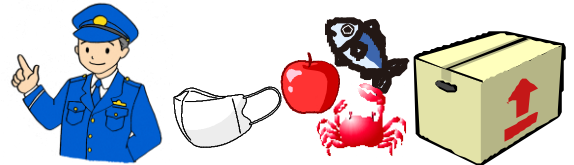
～令和3年7月6日以降～

これまで、売買契約に基づかないで一方的に商品の送付があった場合、商品の送付があった日から起算して14日間が経過するまで、その商品を処分することができませんでしたが、特定商取引法改正により直ちに処分できるようになりました。

ネガティブオプション（送り付け商法）とは

商品の注文や契約をしていないのに、一方的に商品を送り付け、代金を騙し取る商法です。

被害に遭わないためのポイント！



- ☆ 事業者は送付した商品について直ちに返還請求できなくなるため、注文や契約をしていないにもかかわらず、金銭を得ようとして一方的に送り付けられた商品については、直ちに処分できます。
- ☆ 一方的に商品の送付があり受け取った場合でも、それにより売買契約は成立しないので、代金を支払う必要がありません。
また、仮に送り付けられた商品を開封や処分してしまった場合でも、送料、商品代金等支払う必要はありません。
事業者から金銭の支払を請求されても、応じないようにしましょう。
- ☆ 一方的に送り付けられた商品の代金などを請求され、支払義務があると誤信して、金銭を支払ってしまった場合は、その金銭について返還を請求することができます。対応に困ったら、局番なし「188」消費者ホットラインに相談して下さい。
- ☆ 海外から送り付けられた商品についても、同様に改正法の規定が適用されるので、一方的に送り付けられた商品について、直ちに処分することができます。

京都府警察本部 生活保安課

電話 075 - 451 - 9111

